

平成 27 年 1 月 30 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株 式 会 社 S J I
代表取締役会長兼社長 石濱 人樹
(JASDAQ: 2315)

問合せ先：
経営企画本部 副本部長 藤井 肇
Tel 03-5769-8200 (代表)

第三者委員会の調査報告に係る再発防止策について

当社は、本日平成 27 年 1 月 30 日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、第三者委員会から調査報告書を受領致しました。当社は調査結果を真摯に受け止めるとともに、再発防止のための提言に基づき鋭意改善に取り組んでまいります。

今後の対応並びに再発防止策について、下記のとおりご報告させていただきます。

株主の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配おかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 今後の対応について

本日受領しました第三者委員会の調査報告書の提言に基づき、社外委員会を設置しその助言を受けながら鋭意改善に取り組んでまいります。なお、改善状況につきましては随時社外委員会に検証いただく予定であり、検証項目の追加・変更等につきましても適時に開示する予定です。

2. 社外委員会の設置

(1) 設置の趣旨

コンプライアンス分野に精通した外部専門家から構成される社外委員会を設置し、総合かつ包括的なコンプライアンス充実・強化に向けた具体的方策について広範にご助言をいただき、具体的方策の実施状況についてご検証いただくとともに、再発防止に向けた李取締役を始めとする経営陣の取組状況を検証し、厳正なご意見をいただく予定です。

(2) 社外委員会の委員（敬称略）

社外委員会の委員選定に際しましては、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（平成22年12月17日公表）」の趣旨に沿って、当社とは取引関係・利害関係のない外部専門家から構成される委員の選定を行っております。

委員長	宗像 紀夫	弁護士	宗像紀夫法律事務所 所長 元名古屋高検 検事長 元最高検察庁 刑事部長 元東京地検 特捜部長
委員	堀内 捷三	弁護士	宗像紀夫法律事務所 元中央大学法科大学院教授
委員	根津 宏行	弁護士	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー 元東京地検 検事

(3) 社外委員会のスケジュール

本日、社外委員会を設置し、今後おおよそ半年間を目途に当社のコンプライアンスの充実・強化に向けた取り組みに対する改善状況を検証いただきます。

3. 再発防止策について

当社は、第三者委員会報告の提言を真摯に受け止め、今後、再発防止策に取り組んでまいります。

なお、再発防止策の策定とその実施状況にあたっては、社外委員会の助言・指導のもとで厳正に取り組む所存であります。

(1) 不適切な取引の発生防止に向けた事前および事後の取引チェック機能の充実・強化

① 事前のチェック体制の充実・強化

(ア) 仕入れと販売の担当の分離の徹底

(イ) 仕入先の審査と商品納入の事実確認の義務化

② 事後のチェック体制の充実・強化

(ア) 商品納品事実の確認の義務化

(イ) 大規模な取引に対する定期的な事後チェックの実施

(2) 関連会社の管理体制の充実・強化

(3) 財務経理部門の機能の充実・強化

(4) 社用印章の管理体制の強化

(5) 内部通報制度の有効・充実化

(6) 全社的なコンプライアンス意識向上に向けた研修受講の義務化

4. 当面の対応について

本日受領いたしました第三者委員会の調査報告書の提言に基づき、李取締役はSJI 香港の董事長を退任します。また、当分の間、本人の権限は海外資産の売却およびそれに伴う資金調達に限定され、本人は資金決済等の権限を持たないものとします。その他の処遇等については、社外委員会から再発防止に向けた取組状況もふまえたご意見をいただき、それらの意見に基づき、当社として適切に対応してまいります予定です。

以 上